京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成31年3月28日京都市条例第 94号)(保健福祉局生活福祉部保険年金課)

平成31年度税制改正の大綱(平成30年12月21日閣議決定)を踏まえて国民健康保険法施行令の一部が改正されることに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 基礎賦課額の上限額の改定

保険料の基礎賦課額の上限額を610,000円に改定することとしました。

	区 分		改正前	改正後		
基	礎	賦	課	額	580,000円	610,000円

2 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額の改定

次のとおり、保険料の賦課額のうち、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額 することができる世帯の所得の基準額を改定することとしました。

区 分	改	正	前	改	正	後
第17条の2第1項 の規定により減額す る世帯を判定する基 準となる所得	に属する	波保険者) 0 0 円	こ当該世帯	に属する 280,	000円に 被保険者 000円を 加算した都	等の数に を乗じて得
同条第2項の規定に より減額する世帯を 判定する基準となる 所得	に属する	波保険者) 0 0 円	こ当該世帯 計等の数に を乗じて得 領	に属する 510,	000円に る被保険者 000円を 加算した都	等の数にを乗じて得

注 「被保険者等」とは、被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者)をいう。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第 94 号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第11条ただし書中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「275,000円」を「280,000円」 に改め、同条第2項中「500,000円」を「510,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成31年度分の保険料 から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)